

就農相談会等出展支援事業補助金交付要綱

制定 令和6年5月27日

(目的)

第1条 この事業は、農業就業者の人材確保に取り組む萩市内の農業法人、農業者及び作物生産部会組織等の農業者団体等（以下、「法人等」という。）に対し、県外で開催される就農相談会等への参加に係る経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、法人等自らが行うリクルート活動を促進し、もって萩市内の法人等の人材確保を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付を受けることができる法人等（以下「補助事業者」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助金の交付の対象となる活動（以下、「補助事業」という。）は、別表第2に定めるとおりとする。

3 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、別表第3に定めるとおりとする。ただし、次の各号に掲げる経費は、補助の対象としない。

(1) 公租公課費（消費税相当額及び地方消費税相当額等）

(2) 補助対象経費として明確に区分できない経費

4 補助金の額は、別表第4に定めるとおりとする。

5 前項の経費に対し、他の補助金等を受けている場合又は受ける予定の場合は、交付の対象としないものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、市長が別に定める期日までに、別記第1号様式の交付申請書を提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第4条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第5条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、別記第2号様式により、その決定の内容及びこれに付された条件を通知するものとする。

(補助事業の変更又は中止)

第6条 補助事業者は、補助事業の変更(軽微な内容変更及び減額変更を除く。)又は中止をする場合は、別記第3号様式の変更(中止)承認申請書を提出しなければならない。

(補助事業の変更又は中止の承認)

第7条 市長は、前条に規定する変更(中止)承認申請があった場合において、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、別記第4号様式により、補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、市長が別に定める期日までに、別記第5号様式の実績報告書を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付決定額(第7条の規定により補助事業の変更の承認を受けた者は変更承認後の額)の範囲内で補助金の額を確定し、別記第6号様式により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助事業者は、前条の規定による通知に基づき、別記第7号様式の補助金請求書を市長へ提出するものとする。

2 補助金は、精算払により交付する。

(交付決定の取り消し)

第11条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱で付した条件に違反したとき。

(3) 前各号に規定するもののほか、市長が相当と認める事由があると判断したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助事業者に対し、別記第8号様式により通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期間を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者に対し、別記第9号様式により通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月27日から施行する。

別表第1（第2条第1項関係）

区分	要件
補助事業者	(1) 市内に住所を有する農業法人、農業者及び作物生産部会組織等の農業者団体等 (2) 新規就業者の採用又は産地の担い手の確保等を目的として、県外で開催される就農相談会等に参加すること (3) 市税等の滞納のないこと

別表第2（第2条第2項関係）

区分	内容
補助事業	(1) 就農希望者を対象とした、県外で開催される就農相談会等への参加

別表第3（第2条第3項関係）

区分	内容
補助対象経費	(1) 旅費（萩市から開催地までの往復交通費及び宿泊費） ※グリーン席及びビジネスクラス以上の料金又はそれに相当する額を除く (2) 就農相談会等への出展料（オンライン参加も含む。） (3) 展示装飾費 (4) 出展時に必要な用品等の購入費用もしくはレンタル料等 (5) 出展に係る物品の送料 (6) その他市長が必要と認める費用

別表第4（第2条第4項関係）

補助金の額
補助対象経費の10分の10以内 1 補助対象事業者につき、参加1回当たり150,000円を限度とする。 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。